

佐賀県規則第40号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和5年佐賀県条例第26号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は令和5年4月1日とし、同条第1号に掲げる規定の施行期日は令和6年1月1日とし、同条第2号に掲げる規定の施行期日は令和7年1月1日とし、同条第4号に掲げる規定の施行期日は令和7年4月1日とする。